

## 小学生向け公共交通出前教室実施支援事業仕様書

## 1 目的

この仕様書は、八戸市地域公共交通会議（以下「委託者」という。）が〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する、小学生向け公共交通出前教室実施支援事業を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本業務は、八戸市地域公共交通網形成計画に掲げる「『育てる公共交通』実践・普及プロジェクト」として実施するものである。

## 2 概要

公共交通である路線バスが、できるだけ多くの市民にとって使いやすく、頼りになる存在として認識・理解されるためには、必要かつ有益な情報を提供することで、バス利用者の減少傾向を打開しつつ、日常生活にとって不可欠なバスを“守り、育てていく”ことが大切である。

この業務では、小学生を対象に、渋滞解消・地球温暖化防止等の観点での公共交通の大切さ、公共交通の乗り方や公共マナーを教える出前教室の実施や、小学校が主体的に行っている路線バスを使っての校外学習の支援等を行うことで、次代を担う子供たちに公共交通が身近で使える移動手段であることを周知し、高齢化が進む社会において、公共交通を守り育てていくことの大切さを意識させ、公共交通の日常的利用につなげることでバス路線を維持する仕組みを構築するものである。

## 3 業務内容

市内小学校を対象に、公共交通の大切さやマナー等を教える出前教室・小学校が主体的に行っている公共交通を使った校外学習への支援等の実施及び事後検証。（3校程度）

- (1) 公共交通出前教室の開催小学校の募集広告や出前教室で使用する各種ツール（授業用スライド・教材等）の作成・手配
- (2) 開催小学校及び関係機関との連絡調整
- (3) 出前教室の実施・必要に応じた校外学習への付き添い支援
- (4) 事後検証として実施校へのアンケートや聞き取りの実施。

#### 4 成果品の提出

受託者は、本契約で定める所定様式による報告等のほか、本業務の完了を証する成果品として、業務の経過や成果をまとめた報告書を以下のとおり委託者まで提出すること。

- (1) 業務全体の成果品として成果報告書（紙媒体（A4版縦型）により5部）
- (2) 調査データを含む成果一式（編集可能な状態で電子記録媒体（CD-R等）により1部）

#### 5 業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、受託者は契約締結後速やかに委託者と十分な打合せを行い、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し、委託者に提出すること。

#### 6 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、業務の主要な区切り及び業務完了時において、受託者は委託者と十分に打合せを行うとともに、連絡調整を綿密に行うものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たって、必要とされる関係者(交通事業者)との連絡調整を遺漏無く行うこと
- (3) 上記5に掲げる成果品のほか、本業務により作成したツールの見本や資料等について、受託者は、作成後遅滞なくこれを委託者に提出すること。
- (4) 業務の遂行上、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、受託者は委託者と別途協議するものとする。